平成２１年（フ）第７６８号
愛媛県伊予郡砥部町原町260番地　ぐるうぷほーむ砥辺
債務者　安永　文子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７６９号
愛媛県伊予郡砥部町高尾田323番地　県営団地16棟129号
債務者　安永　　孝
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７７０号
愛媛県松山市石手４丁目４番30号　グランドスタジオ210号
債務者　中山　朋子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７７３号
愛媛県松山市福音寺町678番地７　福音寺ハイツ101号
債務者　河野　麻里
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７５８号
高知県香美市土佐山田町西本町３丁目２番35号
債務者　谷内　素子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７０号
高知県安芸市宝永町８番15号　宝永マンション306号
債務者　横山　聖夫
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第１４５号
福岡県鞍手郡鞍手町大字新延2434番地１
債務者　赤尾　清子（旧姓楠野）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１５２号
福岡県直方市大字感田1595番地９、住民票上の住所北九州市八幡西区瀬板１丁目３番８号
債務者　永井　　彰
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第５５号
長崎県五島市三井楽町柏827番地
債務者　濱里　利之
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第５８号
長崎県五島市大荒町1040番地３
債務者　堀　　宏治
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第８１９号
大分市大字森町91番地の２　コーポすみれ101
債務者　米谷　　勇
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６３１号
宮崎市大字赤江262番地　プレジール赤江Ａ棟102号
債務者　柳本　哲夫
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２９号
宮崎県都城市上長飯町60号２番地１
債務者　清水研一郎
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第７９１号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目33番地２、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市東千石町３番37―406号
債務者　辻　　重文
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８５３号
鹿児島県鹿児島市東谷山２丁目50番15号　本村アパート203号
債務者　冨森千代子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８６２号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目592番地３トーカンマンション谷山中央212号
債務者　矢内　　宏
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８６９号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目592番地３トーカンマンション谷山中央212号
債務者　矢内裕美子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係